

EC の途上国に対する関税特恵の供与条件 (GSP) 事件

(パネル報告: WT/DS246/R 提出日: 2003 年 12 月 1 日)

(上級委員会報告: WT/DS246/AB/R 提出日: 2004 年 4 月 7 日、採択日: 2004 年 4 月 20 日)

川島富士雄

. 事実の概要

1. 措置の概要、当事国の主張の概要 (関係協定含む) 等

. 措置の概要

本件で問題となった EC 理事会規則 No.2501/2001 (以下、「GSP 規則」という。) は、以下の 5 つの関税特恵制度を設けている。

一般制度

労働権保護特別奨励制度

環境保護特別奨励制度

後発開発途上国向け特別制度

麻薬の生産及び取引を撲滅するための特別制度(以下、「本件制度」という。)

は、GSP 規則附属書 1 に列挙される国に適用され、非センシティブ品目の輸入に対しては関税免除が、センシティブ品目の輸入については関税減額が認められている。さらに、及び の要件を満たす国には、 の関税特恵に加え追加的特恵が適用される。 は現在、12 ヶ国(ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー、ヴェネズエラ)に適用されている(GSP 規則附属書 コラム)。

インドは当初の協議要請及びパネル設置要請段階では、上記の 、 及び を争点として提起したが、パネリスト選任段階で争点を の麻薬撲滅特別制度に限定した¹。本件制度は、対象となる 12 ヶ国から輸入される対象産品(GSP 規則附属書 コラム D)について、関税免除又はごく一部につき関税減額を認める。本件制度の対象産品は一般制度の対象産品に含まれるものと一般制度の対象外の産品から構成される。

その結果、本件制度による上記 12 ヶ国向けの関税減額は一般制度による他の途上国向けの減額より大きくなる。第 1 に、本件制度の対象で、かつ一般制度対象外の産品については、他の途上国は共通関税 (= MFN 税率) 全額を支払うのに対し、上記 12 ヶ国については同制度により関税が免除される。第 2 に、本件制度と一般制度の両方の対象となっている産品のうち、センシティブ産品のほとんどについては、他の途上国が関税減額のみ認められるのに対して、上記 12 ヶ国は関税免除が認められる²。

・当事国の主張の概要

インドの主な主張は以下の通りである。

- a . 本件制度は GATT1 条 1 項に違反。
- b . 本件制度は授權条項により正当化されない。
- c . 本件制度は GATT20 条(b) により正当化されない。

EC の主な主張は以下の通りである。

- a . 本件制度は授權条項の範囲に含まれる。
- b . 授權条項は自律的な権利であり積極的抗弁でなく、GATT1 条 1 項の適用排除。
- c . よって、インドが授權条項違反等の立証責任を負うが、インドは同条項に基づく主張をしていないので、インドの主張は棄却されるべき。
- d . (選択的主張として) GATT1 条 1 項違反としても、同 20 条(b)で正当化される。

・第三国参加国

本件制度の対象となる上記 12 ヶ国 + ブラジル、キューバ、モーリシャス、パラグアイ、スリランカ、米国の計 18 ヶ国が第三国参加

2 . 手続の時系列

- 2002 年 3 月 5 日 インド、協議要請 (EC 理事会規則 No.2501/2001)
- 3 月 25 日 インド・EC 協議、不調
- 12 月 6 日 インド、パネル設置要請 (第 1 回)(麻薬、環境及び労働)

- 2003年 1月16日 インド、パネル設置要請(第2回)
- 1月27日 DSB、パネル設置
- 2月24日 インド、事務局長にパネル構成決定を要請
- 2月28日 インド、麻薬撲滅特別制度に申立を限定する旨通知
- 3月6日 パネル構成決定(議長 = Mr Julio Lacarte-Muró,
委員 Professor Marsha A. Echols, 清水章雄教授)
- 3月31日 11ヶ国の第三国参加国が参加権改善を要請(のちパネルも)
- 5月7日 パネル、参加権改善を決定
- 12月1日 パネル報告送付(但し、1名の少数意見)
- 2004年 1月8日 EC 上訴
- 4月7日 上級委員会報告送付
- 4月20日 DSB、パネル・上級委員会報告を採択

・ 論点毎のパネル・上級委員会の報告要旨

論点 A. 第三国参加権の改善(パネルのみ)

1. 第三国 11ヶ国の主張 (Annex A, paras.1.3.)
「本件制度の受益国。同制度が自国の EC 市場向け輸出のアクセス条件を決定するので実質的利益は特に重要。第三国の権利改善された EC バナナ事件パネルと同じ状況。」
2. 申立国(インド)の主張 (Id. para.4)
「第三国の権利は DSU と検討手続により十分に保護されている。しかし、権利改善をするなら追加的権利は EC バナナ事件で与えられた範囲に限定し、かつすべての途上国に拡張すべきだが、十分な正当化を行っていない米国には拡張すべきではない。」
3. 被申立国(EC)の主張 (Id. para.5)
「本件制度の全ての受益国は参加権改善を認められるべき。ブラジル、パラグアイ及び米国が主張する状況は追加的権利を正当化しないが、拡張に反対はしない。」
4. パネルの判断 (Id. paras.7-9. 第三国参加権改善。解説、後掲表2参照。)

表1：インド・EC各主張に関するパネル・上級委員会の処理一覧

| 争点 | 主張内容(主張国) | パネル報告 | 主張内容 | 上級委報告 |
|-------------------------------------|--|---|-------|--|
| A. 第三国参加 | 参加権の改善(11ヶ国) | 改善 | 上訴なし | - |
| B. ACWL 複数 同時代理の 適否 | 違法(EC) 適法(インド) | 違反なし | 上訴なし | - |
| C. 授權条項の 性質と GATT1.1 と の関係 | 授權条項は GATT1 条 1 項の 例外、積極的抗弁(インド) 自律的権利の規定。授權条項 が GATT1.1 の適用を排除 (EC) | 例外 両者は同時適用さ れ、後者は前者の 適用を排除しな い。 | EC 上訴 | パネル支持 |
| D. 授權条項の 提起・立証 責任 | EC に立証責任(インド) インドに立証責任(EC) | EC に提起・立証 責任 | EC 上訴 | インドに争点提起責任、 EC に適合性立証責任 (パル修正) |
| E. GATT1.1 適 合性 | 「無条件に」とは加盟国の状 況・行動に無関係の意味。違 反(インド) 「無条件に」は代償を求めな い意味。適法(EC) | 代償を求めない意 味よりも広い。違 反 | 上訴なし | - |
| F. 授權条項適 合性 | 全ての途上国に同一の待遇 供与義務(インド) 異なる待遇の供与が可能 (EC) | 違反。 全ての途上国に同 一の待遇供与の義 務。 アプリアリ制限と 後発途上国のみ例 外。 | EC 上訴 | 違反の結論支持。但 し、全ての途上国に同 一の待遇供与義務な く、開発等の必要性に 積極的対応する義務、 同じ必要性のある途 上国間の差別禁止。取 消 |
| G. GATT20 条 (b)による正 当化 | 国民健康保護のため必要な 措置に該当、正当化(EC) (b)不該当、柱書違反(インド) | 健康保護目的なし 必要性要件不満 柱書差別該当 正当化なし | 上訴なし | - |

論点 B. ACWL によるインドとパラグアイの同時代理(パネルのみ)

1. 被申立国(EC)の主張

「ACWL によるインドとパラグアイの共同代理には3つの手続上の争点がある。第1に、利益相反のおそれ、第2に、守秘義務に関するDSUルールとの非適合性、第3に、主当事国と第三国の区別の曖昧化。同一の弁護士が同時に当事国と第三国を代理することができるのか否か、できるとしたらその条件、及び一定の条件の下、できるとしたら本件でその条件を満たすかどうかパネル判定を求める(7.3)。第三国参加権改善により守秘義務の問題は緩和されるが、パラグアイの中間報告の入手可能性が残り完全に処理されていない(7.14, 7.17)。」

2. 申立国（インド）と第三国（パラグアイ）の主張

「インド・パラグアイは共同声明において、第1に、それぞれ ACWL による他方の代理について完全に通知されており、第2に、両国とも ACWL は複数同時代理により互いの実効的法的代理に関する個別利益を損なうものではないと考える、第3に、本件で両国とも複数同時代理を許可する、第4に、本件では第三国の参加権が改善されているので、当事国と第三国の情報交換の問題は発生しない、第5に、EC の法的倫理問題に関するパネル判定を求める要請は法的根拠を持たない。」(7.4)

3. パネルの判断

「第1に、WTO 上弁護士倫理に関するルールは存在しない。よって、同時代理に関し直接適用可能な法的規定・ガイドラインはない(7.5)。第2に、EC の挙げた利益相反を扱った GATT/WTO 先例はない(7.6)。第3に、守秘義務を扱った上級委（カナダ補助金、タイ・H ビーム）があるが、事実・判定が本件に当てはまらない(7.7)。(既存ルール、適切な先例はない(7.5~7)が、DSU11 条と 12 条の規定から、パネルは全ての手続参加国に対し適正手続(due process)を保障するよう手続を運営する固有の権利と義務を有する。パネルは本件に関わる範囲で、複数同時代理の可能性を明確化する責任がある。(7.8)。)

「第1に、弁護士には利益相反又はそのおそれのある立場にならないようにする責任がある。各国弁護士会倫理規程の共通点は 専門的意見の客観性と独立性の確保、完全情報開示後の当事者による同時代理の許可の可能性、弁護士側が利益相反に気づいた場合の複数同時代理の停止義務。WTODS でもこれらが妥当(7.9-11)。本件では利益相反のおそれがあるインド・パラグアイは ACWL から完全に情報開示を受けた上で、書面で複数同時代理を許可しているため、同時代理継続の要件を満たす(7.12-3)。」

「第2に、守秘義務する DSU 関連規定として 18.2（意見書の当事国以外への非公開）、14.1（パネル審議の非公開）、10 及び検討手続パラ 12（第三国の参加制限）。加盟国及び同代理弁護士は DSU18.2・14.1 の守秘義務を負う。各国弁護士会倫理規程の守秘義務規定参照。本件ではパネル第二回会合以降、いずれの第三国にも権利拡張されておらず、パラグアイが訴訟上他の第三国より有利になることはなかったし、中間報告を含む秘密情報のパラグアイへの開示の

証拠はない。以上の状況では、本件で守秘義務の問題は生じていない(7.14-7)。」

「第3に、当事国と第三国の区別の曖昧化の問題は通常発生しうるが、本件では第三国参加権改善のため発生しない。よって、一般的争点に関する判断は不適切。」(7.18)

論点 C. GATT1 条 1 項と授権条項の関係

1. 申立国（インド）の主張

「授権条項は免除・正当化する規定であり、積極的抗弁である。」(7.21, 24-28.)

2. 被申立国（EC）の主張

「授権条項は積極的抗弁でなく、自律的権利である。GATT1 条 1 項の適用を排除する。ブラジル航空機事件及び EC ホルモン牛肉事件の上級委員会に依拠。」(7.22, 29-30.)

3. パネルの判断

「授権条項の性質が積極的ルールか、例外か決定するためには、授権条項の GATT1994 全体の文脈における法的機能を検討する必要がある (7.32)。シャツ・ブラウス上級委員会は、例外かどうかの決定基準として以下の2つをあげる。第1に、それ自体として法的義務を設定しない。第2に、他の義務規定からの限定的免除を許可する機能を持つ (7.35)。授権条項の法的機能は GSP 供与の権限を与えるために GATT1 条 1 項からの免除を認めようとするもので、それ自体として法的義務を設定するものでなく、GATT1 条 1 項の例外として性格付けられる。(7.38-9)」

「授権条項の『にかかわらず (notwithstanding)』という文言と WTO 判例法(米国ガソリン、同エビ、韓国牛肉、EC アスベスト)に基づいて、授権条項によってカバーされる措置に GATT1 条 1 項は適用され、衝突がある範囲で授権条項が優位する。授権条項は GATT1 条 1 項の適用を排除しない。」(7.45, 7.53.)

4. 上訴国（EC）の主張

「授権条項は途上国向けの特別制度の一部であり、特に特惠供与を『奨励』している。よって授権条項は GATT1 条 1 項と同じレベルに並び立つ。例外でなく排除である。例外とは WTO 協定それ自体の目的でない目的を追求するための措置の採用を許すものである。授権条項は単に黙認するのではなく、奨励して

いる。」(85, 93)

5 . 被上訴国 (インド) の主張

「パネルの例外との理解を支持。」(86)

6 . 上級委員会の判断

「パネルの例外との性格付けを文言から支持。例外と性格付けられる規定によっても WTO 協定の目的が追求されていることがある。20 条の例外と WTO 協定前文の環境保護。例外とされることは授權条項の重要な役割である特惠供与奨励を損なうものではない。よって、パネルの授權条項は例外であるとの認定を支持する。」(90, 94, 95, 98, 99)

「授權条項が GATT1 条 1 項の適用を排除するという EC の主張は誤った解釈である。第 1 段階として、GATT1 条 1 項適合性を審査し、非適合であれば、第 2 段階としてそれにもかかわらず授權条項で正当化されるか審査しなければならない。授權条項が GATT1 条 1 項の適用を排除しないとのパネル認定を支持。」(100-103)

論点 D. 授權条項の提起・立証責任

1 . 申立国の主張

「授權条項は積極的抗弁であるから、その立証責任は EC が負う。インドは GATT1 条 1 項違反の prima facie case を立証することで足りる。」(7.21)

2 . 被申立国の主張

「インドが授權条項違反の立証責任を負う。」(7.22)

3 . パネルの判断

「措置の文言それ自体からは措置の目的は認識できないかもしれないので、申立国は 1 条 1 項非適合性だけを示せば十分であり、可能な例外規定の違反を立証する必要はない (7.40)。授權条項の積極的抗弁としての提起 (raise) と要件適合性の立証 (demonstrate) は EC の責任である (7.42)。」

4 . 上訴国 (EC) の主張

「インドは授權条項に基づく主張をする義務がある。インドはパネルにおいてそうした主張をしなかったので、上級委は本件制度の授權条項適合性を審査するのを控えるべきである。」(85)

5. 被上訴国（インド）の主張

「インドはパネル手続で授權条項に基づく主張を行った。」(86)

6. 上級委員会の判断

「シャツ・ブラウス上級委員会の立証責任ルール確認。また、他義務の明示的排除の規定の場合は、申立国側に立証責任があるとの EC ホルモン、ブラジル・航空機、EC いわし表示事件上級委員会の先例を確認。」(88)

「通常、積極的抗弁を主張する当事国が当該抗弁を提起し、かつ要件適合性を立証する責任を負う。本件の場合、EC が要件適合性を立証しなければならないが、『裁判所は法を知る (jura novit curia)』の原則により、授權条項の特定の規定の法的解釈を示す責任は EC になく、主張を立証するのに十分な証拠を提出する責任だけを負う。」(104-105)

「しかし、授權条項が WTO 体制において持つ基本的な役割とその内容に照らせば、特別な手法をとるべきである。授權条項は途上国の輸出所得を増加し、その経済発展を促すという重要な役割を担っている。よって授權条項は典型的な例外や抗弁と異なる特別な地位を有している。授權条項に従った措置は全て必然的に 1 条違反となる。この特殊な状況では、申立国が問題を明確にするのに十分な法的根拠を伝えるためには、1 条 1 項の非適合性以上のことを主張する必要がある。更に、歴史（起草作業等）と目的から特惠供与を奨励しているが、授權条項は 20 条のような典型的抗弁よりも広範な要件を課している。特惠制度を終わりのない（open-ended）挑戦に晒すことは授權条項に反映されている特惠待遇の奨励の意図に反する。よって、授權条項に従った措置を訴える申立国は被申立国の抗弁すべきパラメーターを定義・特定（define, identify）する必要がある。」(paras.106-114.)

「授權条項によって正当化（justify）する責任は EC 側にあるが、インドは単に 1 条非適合性を主張する以上のことを求められる。つまり第 1 に、パネル設置要請において授權条項のどの義務に違反するか特定（identify）、第 2 に、この主張を支持する意見書の提出。インドは 2 項(a) についてこれらの責任を果たした。」(118, 119-122.)

「パネルの EC が授權条項に訴え（invoke）、正当化する責任を負うという認定を取り消し、インドが 1 条 1 項非適合性の主張を行う際に授權条項を提起

(raise) する義務を負うが、授權条項の条件を満たすことを立証 (prove) する責任は EC にある。しかし、インドは授權条項 2 項(a) を十分に提起した。」(125)

論点 E. GATT1 条 1 項適合性 (パネルのみ)

1 . 申立国 (インド) の主張 (7.55)

「GATT1 条 1 項の最恵国待遇原則は関税に関する有利な条件を他の全ての加盟国に即時かつ無条件に拡張するよう義務付ける。『無条件に』とは、その状況や行動に関係なく他の全ての加盟国の同種の産品に対し有利な条件が与えられることを意味する。」

2 . 被申立国の主張 (7.56)

「『無条件に』とは、代償を要する条件をつけてはならないことを意味する。」

3 . パネルの判断

「本件制度が MFN 関税率よりも低い関税率を適用し、かつ、それが 12 の受益国のみ与えられている事実は争われていない。さらに『無条件に』は、その通常の意味から単に代償を求めないという意味よりも広い意味である。同制度は受益国が重大な麻薬問題を経験しているという条件を満たすときだけ特恵を与えるのだから、これは全ての加盟国に『無条件に』与えられておらず、GATT1 条 1 項に適合的でない。」(7.57-60.)

論点 F. 授權条項適合性

1 . 申立国 (インド) の主張

「3 項(c) は、個々の又はサブグループでなく途上国全体の開発等の必要性に対応することを義務付けている。UNCTAD の合意結論は 1971 年決定により授權条項に組み込まれている。」(7.66, 68)

2 . 被申立国 (EC) の主張

「3 項(c) は、客観的基準により個々の途上国の開発の必要性に対応することを認める。区別が正当な目的を追求し、かつ目的達成のための合理的な手段である必要があるが、EC の本件制度はそれらを満たす。合意結論は 1971 年決定、授權条項の文脈ではない。」(7.70, 7.76.)

3 . パネルの判断 (下線は筆者が重要と考える解釈)

「2項(a) 脚注3の『無差別の』の解釈は重要な文脈である3項(c)の適切な理解に依存する(7.65)。3項(c)の文言の解釈からだけでは全ての途上国の必要性か、個々の途上国の必要性が明らかでない(7.78)。よって、文脈やその他の解釈手段を用いる(7.79)。UNCTADの合意結論は1971年免除決定で言及されており、授權条項の解釈にとって決定的重要性をもつ。合意結論及び決議21()は、1971年決定と授權条項の文脈であり、かつ起草作業である(7.88)。ECの主張する正当な目的と合理的な手段の基準を採用すれば、選択された途上国のみ優遇する特別特惠を無制限に許容することになり、交渉者がまさにその廃止を意図した従来の特惠制度への逆戻りとなってしまう(7.102)。開発の必要性を区別する合理的な基準はない(7.103)。適切な対応方法は、全ての個々の途上国の必要性を、産品範囲の決定や特惠マージン供与において考慮に入れる方法である(7.105)。また、合意結論はアプリアリ制限を許容しており、それが競争力、開発に関わるもので、授權条項の交渉にその変更を示唆するものがないことから、3項(c)はアプリアリ制限を組み込んでいる(incorporate)(7.113)。さらに、2項(d)により後発途上国の特別待遇は許容されており、3項(c)の解釈もそれと調整を取る必要がある(7.115)。以上の3項(c)の文脈及び起草作業の分析から、()異なる途上国の待遇の区別は、次の2つ以外に認められない。()一定の競争的レベルに達した場合に個々の途上国産輸入を排除する輸入上限を設定するアプリアリ制限、()後発途上国向け特別待遇(7.116)。」

「UNCTAD決議21()、合意結論等(における従来の特惠制度の廃止の意図)、後発途上国向けの特別待遇を許容する2項(d)の存在、3項(c)、GATT1条1項の重要性、GATTの目的、特惠供与国の慣行の分析から、2項(a)の脚注3の『無差別の』は、アプリアリ制限の実施を除く他、区別なく全ての途上国に対しGSP制度の下での同一の関税特惠が供与されるよう義務付ける。」(7.161.)

「2項(a)の『途上国』の文言は『全ての』途上国と解すべきである。」(7.174)

「ECの本件制度は、全ての途上国に同一の関税特惠を供与せず、かつその区別は後発途上国に対する特別待遇の目的でも、アプリアリ制限の実施でもないため、2項(a)脚注3の『無差別』の文言に適合的でない。」(7.177)³

4. 上訴国(EC)の主張

「2項(a)脚注3の『・・・無差別の』は単に1971年の記述を引用するだけで

あり、それ自体では何らの法的義務も課すものでない(米国同趣旨)。」(299)

「『無差別の』は形式的に同じ待遇の意味ではない。『開発等の必要性に積極的に対応するために設計・修正』という3項(c) から文脈上の支持を引き出せば、脚注3の『無差別』は異なる開発の必要性を持つ途上国間で区別することを妨げない。」(149)

5. 被上訴国(インド)の主張

「『無差別の』は形式的に同じ待遇の意味。授權条項2項(a)は途上国に有利な差別待遇を供与する権限を与えるのであって、途上国の間での差別を認めるものではない。」(150)

6. 上級委員会の判断

「上訴範囲に、授權条項が途上国地位を主張する国をGSP制度から最初からの排除、又は、一定の条件下で途上国から一部若しくは全部のGSP利益の撤回(卒業)を許容するかどうかは含まれない。さらに、授權条項3項(a)・同(c)適合性も判定しない。但し、脚注3の『無差別の』解釈の文脈としてこれらの項を考慮することを妨げない。」(128-130)

「2項(a)と脚注3により、『一般的な、非相互主義的な、かつ無差別の特恵制度』の設定に関する1971年免除決定に定められているような一般特恵制度に従って与えられる特恵関税待遇に1が適用される。『従って(in accordance)』とは辞書では『適合(conformity)』と定義されているので、『一般的な、非相互主義的な、かつ無差別の』待遇という記述に適合する特恵関税待遇のみが2項(a)によって正当化される。」(143-7)

「第1に、『無差別の』という文言の通常の意味を検討する。インドは差別とは『区別』の意味と主張し、ECは『不当に又は偏見を持った区別』の意味であると主張する。インドの中立的意味も、ECの否定的意味も、ともに差別の通常の意味を反映している。意味が分かれるため、『無差別の』の用語それ自体はここでの解釈に決定的でない。とはいえ、いずれの意味でも同様の状況にある受益国の間で区別することは差別になる点で一致する。しかし、ECはGSP受益国が同様の開発の必要性を持つ場合に同様の状況にあると考えており、ECとインドは、受益国が同様かどうかの判断のベースに関し合意していない。2項(a)は、一見、異なるGSP受益国に異なる関税特恵を与えることを明白に

許可も禁止もしていない。しかし『無差別の』の通常の意味から特惠供与国はすべての同様の状況にある受益国に対し同一の関税特惠が利用可能(available)としなければならない。」(151-4)

「第2に、文脈の検討に進む。第1に、2項(a)脚注3の『一般的な』の文言はGSPにつながる長い歴史の結果であり、授權条項の1つの目的は既存の特惠の分断されたシステムを廃止することであるとパネルは認定し、当事国もその点で同意している(155)。しかし、だからといって同一の待遇をすべての途上国に与えるよう義務付けているという解釈とはならない。パネルは本件制度を許容すれば特惠への逆戻りとなると考えたが、我々はそうした結果に対する歯止め(protect)を掛けるため、授權条項、特に3項(a)・(c)が特惠供与に対し特定の条件を課していると考える(156)。」

「(文脈の検討の続き)第2に、3項(c)はshallを用いており、法的義務を課す。開発の必要性は途上国全体の必要性と理解すべきかどうか検討する。全ての途上国の必要性に対応する明示的義務がないことから、そうした義務は課していないことが示唆される(158-159)。さらに、両当事国は途上国の開発等の必要性が変化しうることに同意している。3項(c)も「修正」、7項も「漸進的發展」という用語を用いており、この見解を支持する。さらに、授權条項の目的は途上国の経済開発の促進である。開発が過去、現在及び未来にわたって全ての途上国にとって固定されていると考えるのは非現実的である(160)。加えて、WTO前文の『途上国の経済開発の必要性に応じた』、『経済開発の水準が異なるそれぞれの加盟国のニーズ及び関心』という文言は、開発水準・特定状況に従って途上国は異なる必要性を有する可能性を残している(161)。まとめれば、3項(c)は必ずしも全ての途上国に共通の又は共有されているわけでない必要性に対応することも認めている(authorizing)。よって、途上国の必要性に対応することは異なる途上国に異なる扱いをすることを含みうる(may)(162)。」

「しかし、3項(c)は主張されたいかなる途上国の必要性に対するいかなる種類の対応も認めるわけではない(not authorize)(斜体字は原文)。第1に、想定される必要性は『開発上、資金上及び貿易上の必要性』によって限定される。ある必要性は供与国又は受益国の単なる主張だけで「途上国の必要性」とは性格付けられることはできず、客観的基準(an objective standard)に従って評価

されなければならない(斜体字は原文)、WTO協定又は国際機関によって採択された多国間文書に定められた、広く認識された特定の必要性が客観的基準として機能しうる。第2に、3項(c)は対応が「積極的(positive)」であるよう命じている。これは建設的な行動・態度により性格付けられている。つまり、受益国の開発上等の状況を改善(improving)する目的で取られなければならない。(斜体字は原文) 特惠待遇と関連必要性の改善の間の十分な連関(a sufficient nexus)が必要。」(163-4)

「従って、3項(c)は、異なる、同質でない「途上国の必要性」に「積極的に対応する」ことを義務付ける(requiring)ことによって、同一の関税待遇が全てのGSP受益国に与えられていなくても無差別になりうることを示している。さらに、特定の開発等の必要性に対応しており、かつその必要性を共有する全ての受益国が利用可能(available)であれば無差別になりうる(may)ことを示唆する。」(165)

「(文脈の検討の続き)最後に3項(a)から、他の加盟国に不当な負担を課すものであってはならない。」(167)

「第3に、WTO協定(筆者注と授權条項?173参照)の趣旨・目的による解釈。WTO協定前文の「経済開発の必要性に応じた国際貿易成長における分け前」と1971年免除決定の「途上国の貿易・輸出収入」の改善は、途上国に共通する利益及び途上国のサブカテゴリーにより共有される利益を目指した特惠政策の促進によって達成される。『無差別』が同一関税待遇を要求しないと解することで、すべての受益国への特惠市場アクセスのみならず、特定の必要性を有する途上国向けの追加的特惠が可能となる。但し、授權条項の他の規定の要件(一般的、非相互主義的)を満たす必要がある。」(168-9)

「第4に、パネルは2項(d)を2項(a)の例外と解釈し、2項(a)だけで途上国と後発開発途上国を区別できるとしたら2項(d)の意味がなくなると考えたが、同意できない。2項(d)がなければ、後発国だけに特惠を与える先進国はこれが2項(a)の無差別にあたることを立証しなければならないが、2項(d)によりその必要がなくなる。よって無差別の文言がすべてのGSP受益国に『同一の関税特惠』を与えることを義務付けないとしても2項(d)は2項(a)と異なる独立の効果をもつ。」(171-2)

「授權条項 2 項(a) 脚注 3 の文言・文脈及び WTO 協定と同条項の趣旨・目的を検討し、授權条項の他の条件を満たすのであれば、異なる GSP 受益国の原産の産品に異なる関税を供与することを禁止しないと結論する。しかし、そうした異なる関税待遇の供与に際し、『無差別の』の文言により、同様な状況にある全ての GSP 受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする『開発上、資金上、及び貿易上の必要性』を有する全ての GSP 受益国に対し、同一の待遇が利用可能 (available) であることを確保しなければならない。パネル認定を取消」(173-4)

「2 項(a) の『途上国』の文言は『全ての』途上国と解釈されるべきでなく、よって異なるサブカテゴリーの GSP 受益国に対し異なる関税特恵を供与することを禁じていない。よって、パネル認定を取り消し。」(175-6)

「(以上の一般論を前提に) 本件制度の授權条項適合性を検討する。第 1 に、12 ヶ国以外の受益国を追加するためには規則の改正が必要であり、そうした閉ざされたりストでは不正な麻薬生産・取引の影響を受ける全ての GSP 受益国に対し本件制度の特恵が利用可能 (available) であることは確保されえない。第 2 に、規則には本件制度の受益国と他の GSP 受益国を区別する根拠を与える基準が存在しない。よって、EC は 2 項(a) 脚注 3 の『無差別』要件を満たしていることを立証していない。よってパネルの結論は、異なる理由で支持される。」(177-189)

論点 G. GATT20 条(b) による正当化 (パネルのみ)

1. 被申立国 (EC) の主張

. 20 条(b)

「麻薬は人の生命・健康に危険をもたらし、麻薬の生産・取引を撲滅する措置を支持し EC への供給を削減することで関税特恵が人の生命・健康保護に貢献することは議論を待たない (para.7.180)。人の生命健康の保護は最も重要な価値であり、必要性テストもできるだけ広く解釈されるべきである (韓国・牛肉事件上級委引用)(7.181)。国連の協定等では麻薬生産・取引撲滅のための包括的な措置が要求されており、市場アクセス改善も 1 つの構成要素として推奨される。EC の本件制度もそうした不可欠な手段

の1つであり(7.182) 同様に効果的だがより貿易制限的でない代替的手段を知らない(7.184)。」

. 20 条柱書

「他の途上国の排除は本件制度の『設計と構造』でなく、その適用であり柱書の審査対象(7.185)。排除国は麻薬の重要な供給源でなく健康への危険をもたらさない(7.186)。受益国の指定は麻薬問題の重大性の全体的評価に基づく(7.187)。

2 . 申立国(インド)の主張

. 20 条(b)

「本件制度の『設計と構造』を検討すれば、同制度が健康保護の目的と関係がないことが分かる(7.189)。20 条(b)により特惠関税制度を正当化すると、多国間貿易交渉枠組が損なわれる(7.190)。本件制度と 20 条(b)の関係は遠く、必要性を満たさない。また、麻薬の影響を受けた他の途上国に本件制度が適用されないので、なぜ 12 ヶ国に必要で他の途上国に不要か EC は立証できていない(7.192)。さらに、『最も貿易制限的でない措置』の要件も立証されていない。直接的な技術・資金援助等の多くの代替案あり(7.193)。」

. 20 条柱書

「12 ヶ国のみ適用が差別の明白な証拠である。さらに受益国選択手続が不透明。客観的基準による客観的評価の証拠なし。インドとパラグアイが入らず、なぜパキスタンが入らないのか決定できない(7.194)。」

3 . パネルの判断

. 20 条(b)：要件に関する一般論

「20 条(d) に関する韓国牛肉上級委、同(b) に関する米国ガソリンパネル、及び EC アスベストパネルの先例(jurisprudence) に従い、第 1 に、措置が健康保護政策目的を達成するために設計されたものかどうか、第 2 に、措置がその目的を達成するに必要かどうか、第 3 に、措置が 20 条柱書に適合的に適用されているか、を審査する。」(7.195-199)

. 20 条(b)：健康保護目的の措置

「(日本酒税及び米国エビ上級委を引用し) EC 規則の明確な規定のみならず、その設計と構造(the design, architecture and structure) を考慮する必

要がある (7.200)。規則及び委員会の趣旨説明には EC 市民の健康保護の政策目的に関する言及はない (7.201)。規則の設計・構造の全体の審査からは健康保護につながるものは見出せない (7.202)。」

「EC は市場アクセスは麻薬撲滅のための包括的国際戦略の必要な構成要素と主張する。国連 1988 年協定では、麻薬生産の代替しうる経済活動につながる地方開発プログラムの要素として、市場アクセスを挙げている (7.203)。国連 1998 年アクションプランも『代替的開発』を包括的戦略の重要な構成要素として挙げており、そのために市場アクセスの改善が奨励されている (7.204-5)。パネルは市場アクセスが代替的開発を支える役割を担うことに疑問を差し挟むものではないが、それ自体として包括的戦略の重要な構成要素ではない (7.206)。たとえそうだとした場合、市場アクセス改善は麻薬輸入国の健康保護のためでなく、むしろ生産国が代替的開発に向かうことを援助する目的である (7.207)。」

「健康目的の達成への貢献度と多国間交渉枠組への損害度の衡量によって評価されなければならない。関税特惠には多国間システムに直接かつマイナスの影響が必然的に伴うので、それは健康保護達成の適切な手段と軽く見なされてはならない (7.209)。」

「以上の分析から、本件制度に反映されている政策は健康保護目的で設計されたものではなく、よって 20 条(b)の措置に該当しない。但し、必要性も検討する(7.210)」

・ 20 条(b)：必要性

「必要性の程度には、「不可欠性」から「貢献する」までの幅があるが、「不可欠性」により近い旨韓国牛肉上級委が述べている。パネルは本件制度の健康目的への貢献度を決定するために、同制度の健康目的達成における利益を評価する (7.211)。」

「EC 報告書によれば、1999～2001 年の間に同制度の製品カバレッジは 31%低下し、受益国からの輸入量も低下している (7.212)。これは加盟国の MFN 関税の低下による GSP 利益低下の長期的傾向を反映している。この傾向を考慮すれば、本件制度の健康目的への貢献は将来的に不確かなものであり、20 条(b) の必要性を満たすことは難しい (7.213)。」

「さらに EC 規則が本件制度の健康保護へのインパクトに関する監視機構を有しないことから、必要性の程度が不可欠性レベルに近いと考えることは難しい (7.214)。」

「EC 規則では、麻薬輸出管理の欠陥等の理由での一時停止制度を設けているが、EC は健康保護と関係のない理由により関税特恵が停止できる。規則の全体的設計は、健康保護に十分に貢献しておらず、健康保護のために必要という主張を支持しない (7.215-6)。」

「阿片の主要生産国ミャンマーに対し関税特恵を一時撤回していることから、12 の受益国も麻薬問題の重大性と関係なく同様の停止を受ける可能性がある。主要生産国を対象外にしているので、本件制度が実際に健康保護に必要な措置と性格付けられるのに十分な程度に麻薬供給の削減にどのように貢献するか分からない (7.217-8)。」

「貢献と不可欠の間のどこに位置するか検討するために、WTO 適合性がより低い又はより貿易制限的でない措置が合理的に存在しているかどうかも審査する必要がある (7.219)。インドは財政上及び技術上の支援に WTO 義務に適合的なイニシアティブの組み合わせが合理的に可能な代替案であるというが、パネルは麻薬国の特定の輸出利益のある産品をカバーする GSP 制度や MFN 関税引下げもそうしたイニシアティブの中に含まれると考える (7.220-1)。そうした代替案が合理的に可能でないことを EC は立証できていない (7.222)。」

「必要性の要件を満たさない (7.223)。しかし、柱書の要件を見る(7.224)。」

. 20 条(b) : 柱書

「同じ条件にある国が異なった待遇を受けるときに差別を構成 (7.227)。第 1 に、イランはパキスタンよりも阿片押収量が多いのに対象外となっている。これは差別を構成する (7.228)。第 2 にパキスタンは 2002 年以前に排除され、その後加えられたが、阿片押収量等重大性は大きく変わっていない。パキスタンへの供与のために適用された基準が客観的又は無差別であるとは結論できない (7.229)。EC はこの 2 つの適用が恣意的又は正当化されない差別を構成しないことの立証ができていない (7.235)。」

・解説

1. 本件の位置づけ

・実体法的側面：授權条項と各国一般特惠（GSP）制度

WTO 発足後、紛争解決手続において EC・GSP 規則に対し、正式に問題提起がなされたのは、ブラジルによる 2 件⁴、タイによる 1 件⁵に次ぎ、本件が 4 件目である⁶。しかし、前 3 件はいずれも協議段階にとどまり、パネル設置要請もいまだない。よって、パネルが設置され、かつ、パネル・上級委員会（以下、上級委）報告が提出・採択され、その中で各国 GSP 制度の WTO 法適合性、特に授權条項の各規定との適合性について包括的に議論され、かつ初めて⁷体系的な解釈が明らかにされた本件は、この問題に関する重要なリーディング・ケースとして位置づけることができよう。

結論としては、パネル・上級委ともに EC・GSP 規則の麻薬撲滅特別制度が授權条項に適合的でないとは判定した。しかし、その理由付けにおいては、「GSP の死」を招くとも評され⁸、EC 及び米国から激しい批判が加えられたパネルと両国から歓迎された上級委では重要な違いが見られる⁹。以下では、主として上級委による授權条項 2 項(a) における「無差別」の解釈に焦点を当てて、同解釈の射程やそれがもたらす影響について分析を加えたい。

さらに本件は授權条項の解釈に入る前提問題として GATT1 条 1 項の最恵国待遇原則の解釈、さらに認定された授權条項違反を正当化するために GATT20 条(b) 及び同柱書の解釈が、それぞれ争点となっている。いずれもパネル段階の判断のみで、上級委の判断が下されていないのが残念ではあるが、GATT における主要規定（1 条 1 項と 20 条柱書）と授權条項のそれぞれにおける無差別原則の相互関係を理解する上で本件は重要な素材を提供していることも見逃せないだろう。

・手続法的側面：第三国参加と共同訴訟制度

また、本件では多くの第三国が参加し、授權条項の解釈をめぐる、活発な議論が戦わされた。パネル・上級委手続では、本件制度の直接の受益国 12 ケ国、モーリシャス、及び EC と同様の GSP 制度を有している米国が EC 側に、逆にインドと同様に本件制度により悪影響を被っているパラグアイがインド側に立った主張をそれぞれ展開しており¹⁰、事実上、12 ケ国、モーリ

シヤス及び米国等は「共同被申立国 (co-defenders)」¹¹、パラグアイはいわば「共同申立国」¹²ともいうべき立場に立っていたと考えられる。それら多数の国による積極的参加が GSP 制度の影響の多面性と本件の重要性を示唆するのはもちろんだが、加えて本件では第三国から手続参加待遇を改善するよう要請がなされ、それを受けパネルが紛争解決了解 (以下、DSU) 規定の水準よりも高い待遇を与えることを決定した。こうした点で、本件は WTO 紛争解決手続の機能を理解し、その今後の発展方向 (DSU 改正交渉の行方を含む。) を占う上でも興味深い素材を提供している。

2. 手続上の論点

. 第三国参加権改善

a. 第三国の関心の高さとパネルの利害一致?

第三国参加権の改善 (表 2 参照) については詳しく論じないが、重要な争点に関する第三国の関心の高さとそうした第三国の意見も十分に聴取した上で判定を下したいパネル¹³の利害が一致した結果と考えられる。なお、先例として EC バナナ事件パネル手続がある。

表 2 : 通常手続における第三国の参加権と本件における第三国参加権改善

| 手続 | 通常手続 (DSU) | 本件 |
|---------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 第 1 回当事国意見書の入手 | (10.3) | |
| 第 1 回意見提出・陳述 | (10.2、検討手続パラ 8) | (アンデス 5、中米 4、コスタカ、モーリシャス、パナマ、パラグアイ、米) |
| 第 1 回会合特別セッション | (10.2、検討手続パラ 6) | (上記 + パキスタンの意見陳述) |
| 第 1 回会合全手続への参加 | × | |
| 第 2 回当事国意見書入手 | × | |
| 第 2 回意見提出・陳述 | × | (アンデス 5、コロンビア、パナマ、パラグアイ、米のみ意見陳述) |
| 第 2 回会合全手続への参加 | × | |
| (会合での質問に対する追加的書面での回答) | × | × (Annex para.9.) |
| パネル報告 DP 案の第三国意見要約部分のレビュー | × | |
| 中間報告の送付 | × | × |

・ ACWL による複数同時代理

複数同時代理に関し、本件は申立国インドと第三国パラグアイの利害が一致しており、かつ第三国参加権が改善されているという意味で比較的イーージーケースであった。第 1 に、意見の対立する途上国同士が ACWL の支援を求めた場合に問題が再燃する可能性がある。関連で、ACWL や弁護士事務所内でのファイアウォール設定は可能かが問題となりえよう。第 2 に、第三国参加権が改善のない通常ケースで当事国と第三国の複数同時代理は可能か。パネルの「他の第三国に対し訴訟上、有利な立場」基準に照らすと、いずれの第三国も第 2 回会合以降の参加が認められないなら、第 2 回意見書等の秘密情報開示があっても結局は有利にならない。その意味では問題は少ないが、DSU 上はあくまでも第 1 回意見書以外の情報は秘密と扱われている。当事国と第三国で差を設ける合理性がどこにあるのか突っ込んだ検討が今後、必要となろう。第 3 に、DSU 改正交渉では第三国参加権改善が争点となっているが、それに対しいかなるインプリケーションがあるのか、検討が必要となる。

3 . 実体上の論点

授権条項の性格付けと GATT1 条 1 項との関係(立証責任分配ルールを含む。)

EC は EC ホルモン牛肉事件上級委員会の SPS 協定 3 条 3 項に関する解釈等¹⁴に基づいて、授権条項の特恵供与を奨励するという性格を強調し、授権条項が自律的権利であり、GATT1 条の例外でなくその適用可能性を排除すると主張したが、本件パネル・上級委員会両報告書は、授権条項が GATT1 条 1 項の例外であることを WTO 上、初めて確認した。

例外であるならば、原則、立証責任は例外を積極的抗弁として主張する側、つまり本件では EC が負うこととなる。パネルはインドが GATT1 条 1 項違反を主張・立証した後は、それに対し授権条項の積極的抗弁を提起 (raise) し、要件適合性を立証 (demonstrate) するのはいずれも EC の責任であるとした¹⁵。他方、上級委員会は授権条項に基づく措置に関する事件は特別であり、申立国は 1 条 1 項違反だけでなく、授権条項に反すると考える部分も特定・提起する義務があり、その点について違反でないと立証する責任は授権条項

を抗弁として提起する側にあるとした。

この特別ルールの根拠として、上級委員会は、授権条項が途上国の輸出所得を増加しその経済発展を促進するという重要な役割を担っていること(106)、授権条項に従った措置は全て必然的に GATT1 条に違反するという特殊な地位 (110)、授権条項における広範な要件 (111)、授権条項の歴史と目的に反映された特惠供与を奨励する意図 (111、114) と誠実原則・適正手続 (113、117) を挙げている。確かに、特惠供与国の立場に立てば、紛争解決手続に訴えられ、自ら授権条項のすべての要件の成立を主張・立証することを求められるのであれば、GATT1 条 1 項違反のリスクを冒してまで特惠を供与することをためらう結果にもなりかねない。上級委員会は授権条項が例外であるという性格付けは維持しつつも、同条項が供与国自身の利益というよりも特惠供与の奨励という貿易システム全体の利益を追求する規定であること¹⁶を考慮して、提起責任を申立国側に転換し、微調整を行ったと評価できる。上級委員会による授権条項のこのような評価・性格付けは、以下の実体的な判断にも大きな影響を与えていると考えられる。

・ 授権条項における無差別原則

a. 法的義務の確認とその具体的内容

上級委は、授権条項 2 項(a) 脚注 3 における「無差別」の文言が EC・米国の単なる記述的な文言に過ぎないという主張を退け、「一般的な、非相互主義な」の文言とともに、法的な義務の伴う文言であることを明確にした (143-7)¹⁷。その具体的内容について、パネルは「(一定の例外を除いて) 区別なくすべての途上国に同一の関税特惠を供与する」という意味に解釈したが、上級委は「同様な開発等の必要性を有する途上国に同一の関税待遇を利用可能にする」という意味に解した。上級委はそのような「無差別」の意味を、文脈解釈・趣旨目的解釈を通じて明らかにする中で、授権条項各規定間の相互関係を含む包括的解釈を初めて提示しており、その意味でその射程は「無差別」の解釈を超え、きわめて広範にわたる(後述)。

b. 解釈姿勢

解釈手法に関し、パネルは、2 項(a) 脚注 3「無差別」や 3 項(c)の文言

に関し、主に文脈による解釈を展開し、その中では準備作業（UNCTAD 合意結論等）も考慮し、趣旨・目的で補強している。他方、上級委は文言の通常の意味が決定的でないことを認めつつも、無差別の文言から「同様な状況にある途上国に対し同一の待遇を利用可能にすること」の意味が導かれる点で当事国間に争いが無いとした。その上で、インドはすべての受益国が同様であると主張する一方、EC は同様の開発上の必要性を有する場合に同様であると反論しているため、争点は同様な状況にあるかどうかの判断基準であるとし、その判断基準を主に文脈による解釈に求め、さらに趣旨・目的による解釈で補強している。

上級委は自らの解釈を支持する積極的文脈として 3 項(c) の「開発上…の必要に積極的に応ずる」それと抵触しない文脈として 2 項(a) の「一般的な」2 項(d) の後発開発途上国の例外を参照しているが、3 項(c) の解釈それ自体において WTO 協定・授權条項の趣旨・目的を参照し (160-161)、それに基づく解釈を 2 項(a) に持ち帰り (165)、それらの趣旨・目的を再度、参照している (168-169)。その意味で趣旨・目的の二重参照が行われており、従来、文言解釈を中心にすえてきた上級委が、本件では趣旨・目的による解釈を相当重視しているような印象がある。他方、パネルのように広範に準備作業に依拠することは避けている¹⁸。

c. 上級委の実質論と形式論

パネル少数意見 (para.9.16.) も述べるように授權条項に基づいて関税特恵を供与するかどうかは各加盟国の判断する選択可能事項であり、義務ではない。上級委の解釈の背景には、一般特恵の供与先進国にあまりに過剰な負担・条件を課しては一般特恵制度の維持が不可能となってしまう¹⁹、授權条項の起草者の特恵を奨励する意図に反するので、パネルのような厳格な無差別原則は妥当でないという実質論があったと推測される。上記の授權条項違反の主張の提起責任を申立国側に負担させた解釈からもそうした配慮がうかがえる。

このように加盟国の一般特恵制度の現状に対する過度な介入・広範な影響を与えることは避けたいが、他方で、特恵を受益する途上国側における先進国の一般特恵制度における条件設定 (conditionality) に対する

懸念²⁰も考慮して、先進国の恣意的な基準設定には一定の歯止めを設けたいという考えもうかがえる。ECですら、パネル手続においてそうした客観的基準が必要であるとの立場をとっている。

そうした実質論は妥当なバランスを保っていると評価できる²¹が、それを導くための形式論には、上記で指摘した文脈・目的に大幅に依拠する解釈、さらに3項(c)の解釈における義務 (obligation) と許可 (authorize) の用語の混在²² (159、162、165)、何らの解釈上の根拠もなく、「開発上、資金上及び貿易上の必要」が歯止めにより評価されるべきであり、WTO協定又は多国間協定などに規定される特定の必要の幅広い認識がその基準となりうると判示している点(163)、同じく解釈上の根拠なく「関税待遇を利用可能 (available) とする」と判示している点 (154、165、173)²³など恣意的、又は論理が必ずしも一貫しない点が多く見受けられる。

d. 分水嶺としての3項(c)の解釈

「開発途上国の開発上、資金上及び貿易上の必要に積極的に応ずる」ことを求める3項(c)の解釈の違いが無差別の意味の解釈をパネルと大きく分けることになった。また、上級委はこの規定に、実質的バランスを達成するための多くの機能を担わせようとしたため、形式論上の弱点や論理が分かりにくい点がここに集中している。

パネルは、3項(c)により個々でなく途上国全体の必要性に対応する義務があり、サブカテゴリーへの特惠待遇は許可されないと解釈した。これに対し、上級委は、「すべて (all, each and every)」の文言がないことから途上国全体の必要性に対応する「義務」はないと解釈した (159)²⁴。さらに同項の趣旨・目的に基づく解釈により²⁵、途上国の必要性が変化しえ、かつ同質でないと考えられることから、3項(c)は必ずしも共通でない必要に対応することも「授權」と解した (160-162)。それを受け、変化しかつ同質でない途上国の必要に積極的に応ずることを「義務付け」ている3項(c)は、すべてのGSP受益国に対し同一の関税待遇を与えていないとしても無差別であることを示めしており (indicate)、さらに (Moreover)、関税特惠が特定の貿易上等の必要に応じており、かつ当該必要を共有するす

すべての受益国に利用可能とされているときは、無差別になりうることを示唆している (suggest) (165)。

この一連の判示は一見ただけでは 3 項(c) が何を義務付け、何を義務付けておらず、何を授權しているのか理解するのが困難である。しかし、169 の判示とあわせて読めば、以下のように整理することができる。

第 1 に、3 項(c) 上、途上国全体の必要に応ずる義務はない (159-162)。パネルは同義務があると解釈したため、2 項(a)の無差別をすべての途上国に同一の関税待遇を求めると解した。同義務は否定されたため、2 項(a)の無差別をそのように解する必然性はなくなった (165 第 1 文)。

第 2 に、途上国のサブカテゴリーに分けて、それらの必要に応ずる義務はない。よって途上国全体に同一の関税待遇を認めるだけの一般特惠制度も 3 項(c) の積極的対応義務違反とならない (169)。

第 3 に、総合すれば、途上国全体の必要に対応するやり方であっても、個々のカテゴリー毎の必要に応ずるやり方であっても (162)、あるいはその 2 つを組み合わせたやり方であっても、3 項(c) 上の積極的対応義務は果たされる (169)。つまり、供与国に幅広い選択の余地を与えている。

第 4 に、3 項(c) がサブカテゴリーの必要性に対応することを認めるということから (162 第 1 文)、逆に、2 項(a) の無差別の文言から導かれる「同様の状況にあるものに同一の待遇」の同様の判断基準は 3 項(c) の貿易上等の必要性を共有するかと解すればよいことが示唆される (165 第 2 文)。そうだとすれば、2 項(a) の無差別から、特定の必要を共有するという意味で同様な状況にあるすべての途上国に同一の関税待遇を利用可能にしなければならない (154、173)。

よって、3 項(c) の解釈は、2 項(a) の無差別を、パネルのように途上国全体に同一とすべきと解する必要はないことを引き出しつつ、同時に 2 項(a) の無差別における「同様な状況」の判断基準を「貿易上等の必要」に求め、かつそれを共有する範囲では無差別にしなければならないことも導いている。

e . 本件上級委の「歯止め」に関する傍論

本件の ratio decidendi は、「異なる関税待遇を供与に際し、『無差別の』

の文言により、同様な状況にある全てに GSP 受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする『開発上、資金上、及び貿易上の必要性』を有する全ての GSP 受益国に対し、同一の待遇が利用可能なよう確保しなければならない。」(173-4)だけである。

つまり、上記だけ確定されれば、「クローズドリスト」であり受益国と非受益国を区別する根拠である「開発の必要性」の基準を有しない EC の本件制度 (177-189) は授權条項の無差別原則違反との判定を下すことができた。その意味では本件は「無差別でない」と判定を下すことに何ら支障ないイージーケースであったと考えられる。

上記の考察からは、本件上級委が示した「開発の必要性に関する客観的基準の根拠」(163)、「積極的対応とは措置と特定開発ニーズ緩和との十分な連関」(164-5) 2 項(a): 一般的、非相互主義的 (paras.155-6, note 323, 169, 173.)、3 項(a): 他加盟国への不当な負担禁止 (para.167.) 等の判示は、今回の判定を導く上で不可欠でないため傍論 (dicta) であるといえる²⁶。

しかし、上級委はこれらの傍論、特に開発の必要性に関する客観的基準の根拠、積極的対応に関し、詳細な判示を行っている。これは、パネルが「EC の主張する正当な目的と合理的な手段の基準を採用すれば、選択された途上国のみ優遇する特別特惠を無制限に許容することになり、交渉者がまさにその廃止を意図した従来の特恵制度への逆戻りとなってしまう (7.102)。」と述べたことを、上級委が相当程度重視しており、そのことは「2 項(a) 脚注 3 の『一般的な』の文言は GSP につながる長い歴史の結果であり、従来の特恵を廃止するために一般的な特惠を求めた (155)。」と上級委自身があえて準備作業に触れていることからもうかがえる。さらに、「しかし、だからといって同一の待遇をすべての途上国に与えるよう義務付けているという解釈とはならない。パネルは本件制度を許容すれば特惠への逆戻りとなると考えたが、我々はそうした結果に対する歯止め (protect) を掛けるため、授權条項、特に 3 項(a)・(c)が特惠供与に対し特定の条件を課していると考え (156)。」との判示が、上記の傍論を述べる決定的必要性を説明している。

つまり、上級委にとって、途上国のサブグループで区別しても無差別に当たらないとだけ判示することでは、「分断された特惠」の廃止という「一般的」という文言が入った趣旨と経緯に反すると考えられたため、その判示において「差別」に対し適切な歯止めを掛ける必要があったのである。

そうした歯止めに関し、パネルは「開発の必要性を区別する合理的な基準はない(7.103)。」と述べていたため、特に、これに反論するため説得的な基準設定を求められていた。この点に関し、ECは上訴手続においても「区別が() 授権条項と特別かつ異なる(S&D) 待遇の原則の目的の観点から見て正当な目的を追求するもので、かつ() 当該目的を達成するための『合理的』かつ『比例的』な手段である場合にのみ認められる。」(27) というパネル段階でも主張した²⁷ 歯止め論をさらに展開していた。

その議論があったからこそ、上級委は第1に、客観的な基準について「WTO 協定又は国際機関によって採択された多国間文書に定められた、広く認識された特定の必要性が客観的基準として機能しうる」との判示を行う必要があったのである。その際、「又は他の国際条約」(下線は筆者)の認識を基準として例示²⁸したことは大きな意味を持つ。この判示は(それまでの判示に多くの根拠が付されているのに対し)あまりにも唐突に下され、なぜそれらが基準となりうるのか必ずしも積極的な根拠が示されていないが、下記で示唆するようにエビ事件上級委報告が参照されていることはほぼ間違いないと思われる。「開発の必要性」がその基準に沿ってどのように具体的に解釈されるか²⁹が今後の課題・争点となる。

第2に、ECの目的達成のための「合理的」及び「比例的」な手段であることという基準を上級委は3項(c)の「積極的対応」の文言に読み込み、その意味内容を具体化する判示を行った。これも本件のリーディング・ケースとしての重要度から今後の実務(後述のECの他のGSP制度や米国の同様の制度)への影響を考慮したためと思われる。他方、他加盟国への不当な負担や非相互主義的の要件は、本件では必ずしも明確とされ

ていない。

f. 本件上級委の判定の具体的意義・射程

本件上級委の判定のECに対する影響については後述する(4. . .)。その前提としてここではEC及び米国におけるGSP制度のコンディショナリティを紹介しつつ、判示の具体的インプリケーション、射程について分析したい³⁰。

イ. 供与方式

ECの現行GSP制度は、大きくポジティブ・コンディショナリティ(労働、環境に関するもの。本件事実概要参照)とECのネガティブ・コンディショナリティ³¹に分かれる。前者はある基準を満たしていれば通常よりもさらに多くの特典が得られるのに対し、後者の基準に該当する場合は通常の特典が拒絶される。他方、米国はネガティブ・コンディショナリティ³²のみを設けている。

まず、ポジティブ・コンディショナリティは本件上級委の示す要件に合致すれば、許容されると考えられる(169)。他方、ネガティブ・コンセンサスが認められるかどうかについては、否定的に解せざるを得ない。第1に、上級委(164)は、3項(c)の「積極的(positive)」の文言を、「建設的な行動・態度により性格付けられている。つまり、受益国の開発上等の状況を改善(improving)する目的で取られなければならない。」(強調は原文)と解釈した。この「改善」の強調から、上級委はECにおけるポジティブ・コンディショナリティは改善として認められるが、米国・ECにおけるネガティブ・コンセンサスは認められないことが示唆されているように見える³³³⁴。第2に、上級委(169)は、「『無差別』が『同一の関税特惠』を義務付けない」という解釈は、全受益国向けの特恵市場アクセスの供与だけでなく、特定の必要を有する途上国に対する追加的特恵(additional preference)の可能性も認める。よって、そうした解釈は、WTO協定と授權条項の趣旨目的に適合的である。」と述べている³⁵。この2つの判示を総合的に考慮に入れれば、ネガティブ・コンディショナリティは「積極的対応」として許容されない可能性が高いと考えられる。

これ以外に途上国すべてに利用可能な特惠は設定せず、ポジティブ・コンディショナリティだけを設定するという制度が授權条項に適合的かどうかは1つの論点となろう。上記d.では、3項(c)がすべての途上国全体の必要性に応ずることも、一部の途上国が共有する必要にだけ対応することも、その2つを組み合わせることもいずれも積極的対応として認めており、どれかを義務付けているわけでないとして解した。よって、ポジティブ・コンディショナリティのみの一般特惠制度も許容されると解したい。

ロ.「開発上、資金上、及び貿易上の必要」

たとえ、ポジティブ・コンディショナリティが、また場合によってはネガティブ・コンディショナリティが許容されるとしても、上記のEC・米国の挙げる理由は「開発上の必要性」に対応するかどうか疑問のあるものが少なくない(例えば、原産地規則の詐欺、共産国、仲裁判断の不執行、テロリズム、マネーロンダリング等)³⁶。他方、本件の麻薬対策が開発とどう関連するのも明確でないものの、麻薬対策については注335で国連条約が引用されているため、それが基準となりうることが示唆されている³⁷。また、環境保護は国際条約も存在し、かつWTO協定前文でも「環境保護」「持続可能な開発」への言及によりその価値を認めており、特にポジティブ・コンディショナリティであれば認められる可能性が高い。他方、労働についてはILOの条約等が存在するが、果たして開発との関係で関連付けられるのかなお議論の余地がある³⁸。

なお、3項(c)は「開発上、資金上、及び貿易上の必要」と一まとめの用語を使っていることから、開発上の必要だけに応ずる特惠であっても無差別として認められるのかどうか疑問が残る。3項(c)は「積極的に応ずる」義務を設定しており、3つのうちどれか1つに応ずるのでなく、すべてに応ずる義務があることを「及び」で示していると考えられる。しかし、2項(a)の無差別義務については、これら3つのうちどれかの基準に該当する基準によって特惠を無差別に供与していれば、問題ないだろう。その点は、上級委が「開発、

資金[又は]貿易上の必要」という表現を何箇所かで使っている(164、165、180) ことにより示唆されている。

八. 「一般的」

上級委は 2 項(a) の「一般的」に関し、「特惠供与国の一般特惠制度が一般的に適用されることを求める。」(156) と解している。この文に付された注 323 には、特定の地域に位置する限定された数の途上国に最初から、かつ永続的に限定されている関税特惠について多くのウェイバーが与えられてきたとの EC の主張が紹介されており、ここからは特定地域に対してだけ与えられる特惠は「一般的」ではないことが示唆されている³⁹。

二. その他

さらに、以上の要件を満たしても、それが同様な状況にある全ての途上国に無差別に利用可能となっているかどうかの要件を少なくとも満たす必要があることに注意が必要である。また、他加盟国への不当な負担や非相互主義的の要件は、本件では必ずしも明確とされておらず、現時点で基準を導くことが難しい。今後の展開を待ちたい。

g. エビ海亀事件上級委員会⁴⁰との類似性⁴¹

本件上級委報告は、先駆的な争点を扱っているため、参照した先例はすくない。しかし、本件における GATT1 条 1 項の無差別原則と授權条項における無差別原則は、米国・ガソリン事件⁴²、同・エビ海亀事件等における GATT1 条 1 項の無差別原則と同 20 条柱書の差別禁止の関係と平行であり、実際、本件上級委報告は米国・エビ海亀事件上級委報告における解釈姿勢と多くの点で類似点がある(表 3 参照)。おそらく、それを参照したものと考えられる。とくに、各国の一般特惠制度の政策目的の判断基準として WTO 協定外の国際法を参照する可能性を認める点、同様の条件にある国の間の差別の禁止等の類似性が注目される。これは、本件授權条項が GATT20 条と同様、例外・正当化と位置付けられたため、また修正された無差別原則を含むという意味で、機能面での類似性があるためであり、それほど奇妙なことではないだろう。

また、政治的文脈の類似性も指摘できる。加盟国からバランスが悪いと批判されたパネル解釈を上級委員会が再調整し、米国、EC 等主要国の政治的支持を回復したという点も酷似している。また、広い意味で非貿易的関心事項が絡む事案であり、貿易制限が特惠待遇かの違いはあるものの非貿易的関心事項に基づく措置の適法性を判断する基準を示したという意味でも、貿易と非貿易的関心事項のリンケージを進める結果となった点でも共通点がある⁴³。

表 3：エビ海亀上級委と本件上級委の解釈の類似性

| | エビ / 20 条 | 本件 / 授權条項 |
|----------------------------|---|---|
| 正当化の政策目的 | (g) 「有限天然資源の保存」 | 3 項(c) 「開発資金貿易上の必要性」 |
| 政策目的の認定基準 | (g) 「有限天然資源」の解釈： WTO 協定・国際環境法(paras.130-131) cf. 「進化的」解釈 | 3 項(c) 「開発等の必要性」の解釈： 客観的基準（例 WTO 協定・他の国際条約等による幅広い範囲の認識） (para.163.) |
| 措置と目的の関係 | (g) 「関する」の解釈： 密接かつ真正な目的・手段関係 (paras.135-6.) Cf . 十分な連関 (a sufficient nexus)(para.133.) | 3 項(c) 「積極的対応」の解釈： 特惠による特定開発等二一ズ緩和の実効的対応可能性、十分な連関(paras.164, 183.) |
| 無差別の範囲 条件・状況の同様性を判断する指標 | 柱書「不当又は恣意的差別」禁止： 同様な条件にある諸国（全加盟国） 有限天然資源の保存目的 | 2 項(a) 「無差別」：同様な状況にある全ての GSP 受益国（途上国のみ） (para.173.) 開発等の必要性 |
| その他 | (g) 「国内制限との関連」性： 公平性(even-handedness)(para.143) 柱書「偽装制限」禁止： 透明性 | 2 項(a)：一般的、非相互主義的 (paras.155-6, note 323, 169, 173.) 3 項(a)：他加盟国への不当な負担禁止 (para.167.) 2 項(d)：後発開発途上国をサブカテゴリーと見なす(para.172)。 |

. 20 条(b)

a. パネル解釈

20 条(b) に関する判示はパネル段階のみであり、その先例的価値は低い。特に以下のような諸点で解釈に混乱が見られることだけ指摘しておく。

健康保護目的：設計・構造テスト

GATT3 条の日本酒税、20 条のエビ海亀を横断的に参照しており興味深い。一部、必要性テストに関わる認定を含んでいる (7.209)。

必要性テスト（不可欠性・貢献テストとそのサブテストとしての LRA テスト）

一部、設計・構造テストと思われる認定を含んでいる(7.214, 7.215-6, 7.217-8.)。

柱書

措置と適用の区別の困難性を露呈している⁴⁴。とくに、ミャンマー (7.217-8) とイラン (7.228) に対する対応の位置づけの違いに恣意性が見られる。

b. 授權条項と 20 条の関係：独立の例外規定か？重疊的に適用可能か？

本件の上級委員会の授權条項の無差別原則解釈を受ければ、後掲表 4 のように 3 つの無差別原則の間の相互関係の整理が必要となるよう思われる。特に、GATT1 条 1 項に違反し、さらに授權条項に違反し正当化されなかった GSP 制度が 20 条で別途、正当化される余地はまだ残っているのか疑問がある。

関連で 20 条において正当化の対象とされるべき部分は、GATT1 条 1 項違反（全加盟国間差別）か、授權条項違反（途上国間差別）かという点が問題となろう。前者と解釈すれば、授權条項と 20 条例外はそれぞれ異なる観点から正当化・例外を認めるという意味で独立した関係と理解できる（「独立例外説」）。他方、後者と解釈すれば、授權条項違反の部分は 20 条によってカバーされ、結果として途上国・先進国間の関税待遇の差別も正当化されるということになるため、いわば重疊適用の関係といえることができる（「重疊適用説」）。

20 条の「この協定の規定は妨げない」の文言に注目すれば、授權条項が非 GATT であることから、やはり 20 条で正当化されるべきは GATT1 条 1 項違反の全加盟国差別の部分と解すべきだろう。だとすれば、授權条項の要件を満たさないと判断された段階で先進国・途上国の差別は不可能となり、たとえ 20 条による正当化が可能だとしても、その点は変わらないのではなかろうか⁴⁵。

本件パネルは基本的に前者の独立例外説の立場であるように見えるが、

柱書に関する判示においては麻薬問題のある（申立国インドを含めた）途上国間の差別のみに着目しているように見える。むしろ（麻薬問題への対策インセンティブを与えることが、EC 健康保護目的を促進すると認められたとしても）GSP 制度の一部である本件制度では、そもそも麻薬問題のある「途上国」と麻薬問題のある「先進国」の間の差別が当然発生するのであり、その事実だけで、20 条柱書の無差別原則を満たさないとの判定が可能ではなからうか。

逆にもしも 20 条(b) で本件制度が正当化可能であれば、ことは途上国だけの問題でなく、全ての加盟国に関わる問題となりうることに注意が必要である。例えば、麻薬問題が発生している加盟国に対する MFN 関税率の撤回や逆にそれを越える有利な待遇の供与が可能かどうか、一定の環境条約を批准している（途上国・先進国を問わず）国に対してだけ MFN 関税率を越える有利な待遇を供与することが許されるのかといった問題が発生しうる。この点について上訴されず、上級委の判断は下されていないため、今後、解釈の整理が必要とならう。

表 4：3つの無差別原則の比較

| | |
|-------------|------------------------------|
| 1 条 1 項の無差別 | 全加盟国の原産の同種の産品間での差別を無条件で禁止 |
| 授權条項の無差別 | 開発等の必要に照らし同様な状況にある途上国間の差別を禁止 |
| 20 条柱書の無差別 | 各号政策目的に照らし同様の条件にある加盟国間の差別を禁止 |

4. その後の経緯等

. DSU21.3 条 (rpt) 仲裁

2004 年 4 月 20 日の DSB 会合によりパネル・上級委員会報告が採択された⁴⁶のち、EC は同年 5 月 19 日の DSB 会合で本報告を履行する旨表明した。履行のための合理的期間(rpt)について EC とインド間で協議が行われたが合意にいたらず、同年 7 月 16 日にインドが DSU21.3 条仲裁を求めた。8 月 4 日に、上級委員の John Lockhart 氏が仲裁人に選任され、9 月 20 日に、rpt は報告採択から 14 ヶ月と 11 日であり、2005 年 7 月 1 日⁴⁷に満了する旨の仲裁判断が下された。

. EC 規則改正案

2004年7月7日、欧州委員会は2006年以降2015年までの10年間に適用される新GSP制度に関する考え方を公表した⁴⁸。その中では、本件WTO紛争解決報告に言及し、授権条項の遵守の必要性和委員会による報告の解釈⁴⁹が示されるとともに、第1に、GSP制度を後発開発途上国と最も脆弱な途上国(経済規模の小さい国、陸に閉ざされた国、小島嶼国、及び低所得国)という最も必要性がある諸国をターゲットとすること、第2に、現行の5制度の3制度への簡素化⁵⁰、具体的には環境保護特別奨励制度、労働権保護特別奨励制度及び麻薬撲滅特別制度の3つの「持続可能な発展と良き統治」⁵¹奨励制度へ一本化、及び第3に、卒業制度の透明性向上・簡素化等が謳われている。特に、「持続可能な発展と良き統治」奨励制度については、基本的人権、社会権、環境保護、及び統治(麻薬撲滅を含む。)に関する国際条約⁵²を受諾した全ての途上国に対する追加的特恵であり、受益国選択に際し委員会は関連国際機関の履行評価メカニズムによる評価を考慮に入れ、受益国における重大な違反が判明した場合にはその権利を撤回すると説明されている⁵³。

こうした考え方を具体化する新GSP規則案⁵⁴が10月20日に理事会に提出され、規則として成立したが⁵⁵、発効が2005年7月1日から4月1日に繰り上げられる模様である⁵⁶。

このECの「持続可能な開発」のみならず、「良き統治」まで「開発」に含めようという動きを踏まえれば、今後、授権条項における「開発の必要性」の文言の意味をめぐって再び紛争が生じる可能性があるように思われる。その際、エビ海亀事件と同種の手法で、国際法における現代的展開を考慮に入れ「開発」の文言を「進化的に」解釈して、具体的な必要性を「開発等の必要性」と認識可能かどうか、が大きな争点となることが予想される。

なお、ECの国際条約の批准・履行をGSPプラスの供与の条件とする考え方は、すでに2001年7月段階で「労働と貿易」の文脈において提案されていた⁵⁷。ECの一方的評価でなく、国際機関の評価を考慮に入れGSPプラスの利益の付与・撤回を決めようという今回の提案には、確かに本件上級委員会の「客観的基準」の要請と国際条約等の参照可能性への言及(163)に促された面があることは否定できないが、そうした提案がなされる素地がすで

に EC 内部に存在していたことも看過してはならないだろう。

・米国の動向

米国は EC 同様に国際的に受け容れられた労働権の保護と麻薬撲滅への協力を GSP 供与の条件としているが、米国制度は労働基準等を守っていない場合は通常 GSP を外すといういわゆるネガティブ・コンディショナリティ規定である。そうした条件設定によって発生する差別が、果たして上級委員会のいう「開発」の必要性に「積極的に」対応するために必要であり、同様の状況にある途上国に同様な待遇を与えるものと判断されるのか、上記のように疑問がある。他方、米国のカリブ海諸国貿易特惠法、アンデス諸国貿易特惠法、アフリカ成長・機会法等、地理的位置に基づいた特惠制度は（その地理的区分が「開発」の必要性で説明がつくのであれば別ではあるが）上級委員会の基準のうち「一般的な」の要件を満たさない可能性が極めて高い⁵⁸。

しかし、インド対 EC のケースは、ライバル関係にあるパキスタンに特惠を与えていたケースで極めて特異であり、同様の制度を受益国である他の途上国が訴える可能性は低いとの観測がされている⁵⁹。筆者が知るところ現在までに米国において本件上級委員会報告を受けた GSP 関連法改正の動きは伝えられていない。

・実質的勝者は誰か？

ところで、果たしてインドは実質的に本件の「勝訴者」であるとの判断を下してよいのか疑問なしとしない。第 1 に、確かに授權条項の解釈に一定の縛りを掛け、欧米の恣意的運用に歯止めがかかることになったのはインドにとって大きな成果といえよう。しかし、第 2 に、インドが卒業時期を控えた段階にいることから、果たしてこれらの歯止めがあったとしても長期的にそこから得る利益は大きいとはいえない。他方、第 3 にパネル判定を受け、ゼーリック米国通商代表はアフリカ諸国の閣僚に対し、この判定により米国・アフリカ成長・機会法が危機に瀕することになると述べ、「仲間の途上国(a fellow developing country)」のインドの行動の結果、このような結果となっていることに注意を喚起し、カンクン閣僚会議においてアフリカ諸国がインド等からなる G-20 を支持したのは驚きであると強調した⁶⁰。このような途上国分断戦略が功を奏する環境・契機を作ってしまった本件はむしろインド

にとってマイナスだったのではなからうか。さらに第4に、上記のECの動きをみる限りでは、インドが断固として反対してきた「労働と貿易」のリンケージがむしろ今回の上級委員会判定を契機として促進又は支持されたという面があることも否定できない。以上の考察からだけでも実質的勝訴者は誰か判定することが難しいことが明らかであろう。

・参考文献

Lorand Bartels, The WTO Enabling Clause And Positive Conditionality In The European Community's GSP Program, 6(6) JIEL 507(June 2003).

Michael D. Goldhaber; A Big Little WTO Ruling, 26(3) The American Lawyer(2004)

Robert Howse, Back to Court After Shrimp/Turtle? Almost but not Quite Yet: India's Short Lived Challenge to Labor and Environmental Exceptions in the European Union's Generalized System of Preferences, 18 Am. U. Int'l L. Rev. 1333(2003) (Howse[2003a]) .

Robert Howse, Reconciling Political Sanctions with Globalization and Free Trade: India's WTO Challenge to Drug Enforcement Conditions in the European Community Generalized System of Preferences: A Little Known Case with Major Repercussions for "Political" Conditionality in US Trade Policy, 4 Chi. J. Int'l L. 385(2003) (Howse[2003b]) .

Robert Howse, The Death of GSP? The panel ruling in the India-EC dispute over preferences for drug enforcement, ICTSD Bridges, Year 8 No.1 January 2004, at 7, *available at* <http://www.ictsd.org> (Howse[2004])

Internet roundtable: The Appellate Body's GSP decision, 3(2) World Trade Review 239 (2004). (Roundtable)

Jennifer L. Stamberger, The Legality of Conditional Preferences to Developing Countries under the GATT Enabling Clause, 4 Chi. J. Int'l L. 607(Fall, 2003)

James McCall Smith, WTO dispute settlement: the politics of procedure in Appellate Body rulings, 2(1)World Trade Review 65 (2003).

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Panel Report:European Communities - Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing Countries, *available at* <http://www.WorldTradeLaw.net>.

WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report: European Communities - Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing

Countries, available at <http://www.WorldTradeLaw.net>.

川島富士雄「米国のエビ及びエビ製品の輸入禁止」パネル報告・上級委員会報告『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書』(1999、公正貿易センター)

道垣内正人「米国のブラジル産非ゴム製履物に対する最恵国待遇拒否」松下満雄・清水章雄・中川淳司編『ケースブック ガット・WTO法』20-23頁(2000、有斐閣)

¹ そのため、事件名と内容にずれが生じている。Charnovitz, Roundtable at 239.

² パネル報告の中では必ずしも明確にされていないが、インドが本件を申し立てた直接のきっかけは2001年7月のECによる一方的なパキスタンに対する追加的な繊維市場アクセスであるといわれる。インドはこの結果、3億から3.5億ドルの貿易がインド繊維企業から(パキスタン企業に)転換し、7万人の雇用に影響が出たと主張している。このECの決定は公式には麻薬撲滅への協力が理由とされるが、非公式にはアフガニスタンでの戦争への協力に対する報酬(a pay-off)であると考えられている。Inside U.S. Trade, January 31, 2003, at 13.

³ なお、パネル報告には一名のパネリストによる少数意見が付されているが、ここでは割愛する。

Paras.9.1-9.21.

⁴ European Communities – Measures Affecting Differential and Favourable Treatment of Coffee, Request for Consultations by Brazil, WT/DS154/1, 11 December 1998; European Communities – Measures Affecting Soluble Coffee, Request for Consultations by Brazil, WT/DS209/1, 19 October 2000. 前者は、1998年段階のECの麻薬撲滅特別制度によるアンデス諸国及び中央アメリカ共同市場諸国に対するインスタントコーヒー関税免除によりブラジルが悪影響を被っているとし、同制度がGATT1条及び授權条項に違反すると主張したもの。後者は、2000年段階の同制度による上記諸国に対するインスタントコーヒー関税免除と1999年1月1日のブラジルの同製品の卒業決定をもたらした卒業メカニズムによりブラジルが悪影響を被っているとして、両制度がGATT1条及び授權条項に違反する主張としたもの。いずれも同制度の受益国(前者ではベル、コロンビア、コスタリカ、及びボリビア。後者ではエクアドル。)が協議への第三国参加を要請している。

⁵ European Communities – Generalized System of Preferences, Request for Consultations by Thailand, WT/DS242/1, 12 December 2001. タイの協議要請では2001年段階のEC・GSP制度及び本件でインドが問題とした理事会規則No.2501/2001の草案が問題の措置として挙げられ、GATT1条及び授權条項違反、並びに非違反申立が主張されている。但し、協議要請中に麻薬撲滅特別制度への言及はない。しかし、ここでも同制度の4受益国(コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグア、及びコロンビア)が協議への第三国参加を要請していることから、主な争点はやはり同制度であった可能性が高い。なお、タイの協議要請はGATT23条に基づくものであったため、第三国参加は認められなかった。この問題に関し、コロンビアは2002年1月18日のDSB会合で、第三国の法的権利がないことを認めつつも、この事件がDSUにおける「共同被申立国(co-defenders)」の争点を再び提起すると述べた。

⁶ これ以外に、TPRMにおいても問題提起されている。See Bartels[2003] n 6.

⁷ なお、GATT時代のパネル報告では、授權条項2項(a)に「特惠関税待遇(preferential tariff treatment)」と明記されていることから、GSPで供与可能な特惠待遇は関税特惠に限られることが明らかとして、非関税特惠(相殺関税撤回の遡及効の利益)は授權条項によって認められる特惠ではなくGATT1条1項違反となることが示されている。See United States - Denial of Most-Favoured-Nation Treatment as to Non-Rubber Footwear from Brazil, Report by the Panel adopted on 19 June 1992, DS18/R - GATT B.I.S.D.39S/128, para.6.14-6.17(1992). 評釈として道垣内参照。See also United States - Custom User Fee, Report by the Panel adopted on 2 February 1988, L/6264 - GATT B.I.S.D. 35S/245, para.122 (1988).

⁸ Howse[2004] at 7.

⁹ Compare Inside U.S. Trade, December 12, 2003, 10-11 and Inside U.S. Trade, April 23, 2004, 9-10, WT/DSB/M/167, paras.53, 58-59.

¹⁰ なお、ブラジル、キューバ及びスリランカはパネル・上級委員会手続のいずれでも具体的な主張を展開しておらず、いずれの立場か不明である。しかし、少なくともブラジルは上記のようにEC・GSP規則に対し協議要請しており、インドと同様の立場故の第三国参加と考えられる。また、スリランカは労働権・環境保護特別奨励制度の対象国となっており、同制度の受益国としてEC側に立った第三国参加と推測さ

れる。残るキューバはおそらくインド側の立場と想像される。

¹¹ DSU 上、共同被申立国制度はないが、第三国参加制度が米国訴訟法上の訴訟参加者 (intervener) 制度とほぼ同様の機能を有しうると考えられる。

¹² DSU 上、事実上でなく法律上も共同申立国となることは可能である。DSU9 条参照。最近のそうした典型例として、米国鉄鋼セーフガード事件、米国・バード修正条項事件をあげることができる。

¹³ WTO 紛争解決パネル・上級委が加盟国に受入可能な判定を志向する傾向について、Smith 参照。

¹⁴ EC - Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones), WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R, Report of the Appellate Body, adopted 13 February 1998, para.104.

¹⁵ パネル少数意見は授權条項と GATT1 条は一般的な原則・例外関係ではないと主張し (paras.9.2 and 9.15.)、インドがパネル手続において授權条項に基づく主張をしていないことを認めているので、付託事項外として棄却すべきであるとする (Para.9.21.)。

¹⁶ この点はパネル少数意見 para.9.17 が指摘している。

¹⁷ Howse は無差別の概念は目標的 (aspirational) な性格を有し、強制可能な条件 (enforceable conditions) ではないことを繰り返し主張してきており、この点に関する上級委の判示を批判する。See Howse[2003a], at 1360; Howse[2003b], at 395; Howse Roundtable, at 246

¹⁸ しかし、上記の提起責任に関し論ずる際に授權条項の準備作業に触れ、起草者の意図が特惠待遇の奨励であると整理しており、それが直接的でないにしても、間接的に上級委の解釈に影響を与えていると考えられる。

¹⁹ Howse[2003a], 1352-3, 1359. は、先進国がすべての国とすべての製品に特惠を供与する意思はなく、完全に無条件かつ非選択的でなければ一般特惠が供与できないとしたら先進国による特惠供与が妨げられると主張する。

²⁰ Howse[2003a] at 1353, n94. は、懸念表明の具体例として UNCTAD, Midrand Declaration and a Partnership for Growth and Development, 9th Sess., para. 27, U.N. Doc. TD/377 (May 11, 1996), available at <http://r0.unctad.org/en/special/u9toc377.htm> .を紹介する。

²¹ 少なくとも Howse[2003a] による授權条項の無差別を法的な義務がないと解釈し、先進国による条件付けや選択性に対し何らのチェックも加えずに、放任すべきであるという姿勢やパネルの示した厳格な無差別原則に比べればバランスがよい。

²² Bartels, Roundtable, 243-244 (義務と許可の用語の混乱を指摘)。

²³ この利用可能 (available) が根拠なく導入されているが、それが極めて大きなインパクトを与える点の指摘として、WorldTradeLaw.net on AB. 利用可能 (available) の文言は、186 で引用した EC のウェイパー申請で「12ヶ国にしか利用可能でない (only available)、ため、ウェイパーが必要である」と述べた中に見られる。上級委はいわば EC がすでに違反を自認している点に着目し、本件制度を違反にすることのできる基準を結論から逆に導いた可能性もある。

²⁴ Bartels, Roundtable at 243. は、パネルに対してある言葉が存在しない意味を強調すべきでないと批判しつつ、自分が同じことを行うのは、理解できないと批判している。

²⁵ 途上国の開発の必要性が変化しうること、発展水準に応じて異なる必要性を有することの理由を 160 (Furthermore, Moreover) 161 (In addition, further) で、しつこいくらいに追加しており、かえってこの解釈の根拠が薄く、補強が必要であることを自覚しているかのようにも見受けられる。

²⁶ Pauwelyn, Roundtable at 258 (不必要な判示が多いと批判的)。

²⁷ 4.75, 4.88, 4.287, 7.70. 但し、() は単に正当な目的、() は合理的のみ。

²⁸ なお、本文では「例示」と解したが、「could serve as such a standard」という文言が使われており、これ以外のものが基準となりうる余地を残しているように見える。排他的基準としなかったのは、曖昧にすることで、なぜその基準だけが理由が明らかでないという批判をかわすと同時に、事実上、加盟国側がリスクを恐れて、はっきり示された国際認識を基準として用いる結果となることを狙ったと憶測される。

²⁹ 注 335 で EC が主張した国連麻薬撲滅関連条約を引用していることから、これらが基準となりうることを示唆しているように解される。Pauwelyn, Roundtable at 258 に示唆を受けた。

³⁰ 以下については、特に Bartels, in Internet roundtable[2004], 245-; Bartels[2003].

³¹ See Panel 7.215(slavery or forced labor, violation of core labor standards, export of goods made by prison labor, ineffective customs controls on drugs, money laundering, fraud in rules of origin, unfair trading practices, or infringement of the objectives of international fishery conventions.)

³² その基準は次のように多岐にわたる。communism (with exceptions), membership of an international cartel causing damage to the world economy, reverse preferences, expropriation, failure to enforce arbitral awards, involvement in terrorism, to violation of worker rights and child labor standards.

³³ Charnovitz, Roundtable at 240. Bartels, *id.* at 245. も同趣旨。前者は上級委員会が「積極的な対応」を強調している点をその根拠とする。*Id.* at 241. 他方、Howse *id.*, at 247. は反対する。

³⁴ なお、EC はパネル 4.89 で「さらに市場アクセスを与えることは麻薬の影響を受ける国の開発上の

必要性への適切に対応」と主張して、自国の制度の正当化を行っており、これは米国 GSP との区別 (distinguish) を行っているように見える。

³⁵ なお本判決は EC の一般制度と本件制度の関係を前提とした議論に過ぎず、一般的な示唆をもたないといふ解釈する余地もあろう。

³⁶ Howse は知的財産保護の不適切な国に対する GSP 撤回は要件を満たさないとする。Roundtable at 247.

³⁷ See Pauwelyn, Roundtable, at 258.

³⁸ Bartels は、環境と労働のポジティブ・コンディショナリティは、合理的に客観的かつ透明であり、許容される可能性が高いとする。See Bartels in Internet Roundtable at 245.

³⁹ 一般特惠制度のコンディショナリティを幅広く認めようとする Howse もこの種の制度が「一般的」の要件を満たさないことを指摘している。Howse[2003a]at 1360.

⁴⁰ United States – Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, WT/DS58/AB/R, Report of the Appellate Body, adopted on 6 November 1998. 評釈として川島参照。

⁴¹ Howse, Roundtable at 248. は、本件上級委の「実効性」(164)は、エビ事件上級委の「合理的関係」(135, 136, 141)の解釈を念頭においたものとする。Bartels, Roundtable at 250. はより幅広くエビ上級委の 20 条柱書解釈と本件解釈の類似性を論ずる。

⁴² United States – Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, WT/DS2/AB/R, Report of the Appellate Body, adopted 20 May 1996.

⁴³ 同趣旨として Pauwelyn, Roundtable at 258, Howse, *id.* at 259. 他方、本件報告の出る前にそのようなリンケージを進めるべきでないと主張していたものとして、Stamberger, 616-.

⁴⁴ エビ海亀事件に関し、両者の区別の困難さを指摘したものとして、川島 102-103 頁参照。

⁴⁵ Howse and Pauwelyn, Roundtable, at 259. は授權条項で正当化できなくても、20 条で正当化できる旨主張するが、概念的にそうであっても事実上それは難しい場合がほとんどであろう。See also Howse[2003a].

⁴⁶ その際、EC 及び米国より上級委員会報告がパネル報告を変更した点を歓迎する旨述べられた。WT/DSB/M/167, paras.53, 58-59.

⁴⁷ この日付は EC 内部で 1 月 1 日と 7 月 1 日のいずれかでしか規則を発効させることができない旨の主張を受け容れた結果である。

⁴⁸ Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament and the European Economic and Social Committee: Developing countries, international trade and sustainable development: the function of the Community's generalised system of preferences (GSP) for the ten-year period from 2006 to 2015(Brussels, 7 July 2004). See also Developing countries: Commission unveils system of trade preferences for next ten years – simple, transparent and objective, IP/04/860(Brussels, 7 July 2004). Both available at <http://trade-info.cec.eu.int/doclib/html/117929.htm>. http://europa.eu.int/comm/trade/issues/global/gsp/index_en.htm

⁴⁹ “The GSP is an exception to the most-favoured nation principle under the GATT and it must, therefore, comply with the Enabling Clause as interpreted by the WTO Appellate Body in the recent case taken by India against the Community's existing GSP scheme (and in particular the special “drugs regime”).”

The Enabling Clause provides that a GSP scheme shall be “generalized, non-reciprocal and non-discriminatory”. It needs to be designed to facilitate and promote trade of developing countries, and to respond positively to the development, financial and trade needs of developing countries.

The Appellate Body found that WTO Members are in principle allowed to grant different tariffs to products originating in different GSP beneficiaries under the condition that identical treatment is available to all similarly-situated GSP beneficiaries. A WTO Member which intends to grant additional tariff preferences under its GSP scheme would have to identify on an objective basis the special “development needs” of developing countries which can be effectively addressed through tariff preferences.” EC Communication, *supra* note 48 at 5(emphasis added).

⁵⁰ *Id.* at 7.

⁵¹ 「発展」の定義として、以下のような言及がある。”The very concept of development has been changing in recent years. The definition now goes far beyond just economic criteria. Development is now measured in terms of the environment, improved social conditions, anti-corruption measures, governance and so on.

The various GSP schemes granted to the developing countries by the developed countries, with the Community foremost amongst them, must be compatible with the Doha Development Agenda. A key priority is to help developing countries to benefit from globalisation, in particular by linking trade and sustainable development.” *Id.* at 2. 特に、前段の主張はエビ海亀事件上級委員会における 20 条(g)の「有限天然資源」概念に関する「進化的解釈」を髣髴させる。

⁵² 例示として人権に関し、国連人権憲章が、環境に関し、ワシントン条約とモントリオール議定書が示唆されている。*Id.* at 9. また、委員会情報源によれば、これ以外にも国連国際的組織犯罪防止協定・同議

定書、ILO 労働に関する基本的原理・権利に関する宣言が含まれる可能性があるが、最終的に選択される協定についてはいまだ決定されていないとされる。See EU Proposes New GSP Program, Partially Responding to WTO Ruling, Inside U.S. Trade, July 23, 2004, at 9.

⁵³ *Id.*, 8-9.

⁵⁴ Proposal for a COUNCIL REGULATION applying a scheme of generalised tariff preferences, COM(2004) 699 final(20.10.2004), available at http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2004/com2004_0699en01.pdf(last visited on Nov. 26, 2004); See also Developing countries: facts and figures on the new EU scheme of trade preferences for 2006-2008 - Brussels, 20 October 2004, available at http://trade-info.cec.eu.int/doclib/docs/2004/october/tradoc_119697.pdf; Developing countries: the Commission proposes system of trade preferences for 2006-2008 -targeting countries most in need, simpler, encouraging sustainable development - Brussels, 20 October 2004, available at http://trade-info.cec.eu.int/doclib/docs/2004/november/tradoc_119696.pdf.

⁵⁵ GSP: The new EU preferential terms of trade for developing countries, MEMO/05/43, Brussels, 10 February 2005 available at <http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/05/43&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>. GSP プラスの基準として利用される国際条約は、下記のとおり。List of Conventions to qualify for 'GSP Plus': Core human and labour rights UN/ILO Conventions (all must be ratified and effectively implemented for GSP Plus to apply): International Covenant on Civil and Political Rights, International Covenant on Economic Social and Cultural Rights, International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, Convention Against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, Convention on the Rights of the Child, Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Minimum Age for Admission to Employment (No 138), Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour (No 182), Abolition of Forced Labour Convention (No 105), Forced Compulsory Labour Convention (No 29), Equal Remuneration of Men and Women Workers for Work of Equal Value Convention (No 100), Discrimination in Respect of Employment and Occupation Convention (No 111), Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention (No 87), Application of the Principles of the Right to Organise and to Bargain Collectively Convention (No 98). International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid. Conventions related to environment and governance principles (7 must be ratified and effectively implemented for GSP Plus to apply, all must be ratified and implemented by 2009: Montreal Protocol on Substances that deplete the Ozone Layer Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, Stockholm Convention on persistent Organic Pollutants, Convention on International Trade in Endangered Species, Convention on Biological Diversity, Cartagena Protocol on Biosafety, Kyoto Protocol to the UN Framework Convention on Climate Change, UN Single Convention on Narcotic Drugs (1961), UN Convention on Psychotropic Substances (1971), UN Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances (1988), Mexico UN Convention Against Corruption.

⁵⁶ European Commission accelerates preferential trade measures to benefit tsunami-hit countries IP/05/160, Brussels, 10 February 2005. 新規則の発効が 2005 年 7 月 1 日から 4 月 1 日に繰り上げられる予定とする。

⁵⁷ Inside U.S. Trade, July 27, 2001, at 27. 特に一方的評価でなく、ILO 苦情手続に訴えたのちに GSP 利益を撤回するアプローチには大きな優位があるとの考え方が示されていた。

⁵⁸ ABR, n. 323 and the accompanying text in para.156. Pauwelyn, Roundtable at 258 はこの用語をすべての供与国が適用する必要があるように解するが、これは注 323 の存在を見落とした解釈というべきである。Charnovitz により別の観点からの批判を受けている。*Id.* at 261.

⁵⁹ See WTO Ruling Could Affect U.S. Preference Regimes but Challenges Unlikely, Inside U.S. Trade, April 23, 2004, at 9.

⁶⁰ Inside U.S. Trade, December 12, 2003, at 10.